

# 違反広告物追放推進員必携

～ 資 料 ～

奈 良 市

平成 2 2 年度

## 「違反広告物を出さない街づくり推進団体」設置要領

### 第1条 趣旨及び目的

この要領は、美しい古都の景観を守るため、本市の路上に氾濫する違反広告物の除却活動を行う団体を指定し、はり紙、はり札、広告旗及び立看板の違反広告物の追放運動を推進していくことにより、市民と行政が一体となって、都市美観の保持並びに向上を図ることを目的とする。

### 第2条 推進団体の指定等

- 1 違反広告物の除却に、自主的な協力を申し出た団体からの要望により指定する。
- 2 路上の簡易な違反広告物の除却を行うことが適当と認められ、かつ、定期的な除却活動を実施できる団体を指定する。
- 3 指定を受けようとする団体は、その構成員のうち2名以上を、次条に規定する推進員としなければならない。
- 4 推進団体の指定期間は、2年以内とする。ただし、更新については妨げない。

### 第3条 違反広告物追放推進員

- 1 指定団体は、都市美観に関心があり違反広告物の追放に積極的に取り組む意志のある者を違反広告物追放推進員（以下「推進員」という。）として本市に届出するものとする。
- 2 推進員は原則として、本市に居住又は勤務若しくは通学する18才以上の者とする。
- 3 推進員は本市の委任により、路上の簡易な違反広告物の除却を行うことができる。
- 4 推進員は路上の簡易な違反広告物の除却を無償のボランティア活動として行うものとする。

### 第4条 権限の委任

市長は推進員に対し、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項に規定する簡易除却措置を行う権限を委任する。

### 第5条 推進員の活動内容

推進員の活動内容は、禁止物件に掲出されたはり紙、はり札、広告旗及び立看板を除却することに限定するものとする。

### 第6条 推進員の活動方法

- 1 実施日及び実施回数については、年度活動計画を立てて実施することを原則とする。
- 2 実施にあたっては、推進員の証明書（別記様式1）及び腕章（別記様式2）を携帯し、単独の活動をさけ複数で活動するものとする。
- 3 路上の違反広告物が、除却対象であるかどうか疑義が生じた場合は、独自の判断をせず、本市に連絡の上、その指示に従わなければならない。
- 4 路上の簡易な違反広告物の除却を行った後、その報告を本市に行わなければならない。
- 5 推進員に関する連絡調整事務は、奈良市都市計画課が行うものとする。

### 第7条 推進員の活動の期間

推進員の活動期間は、推進員が所属する推進団体の指定期間内とする。

### 第8条 除却物件の保管場所及び回収方法

集積された物件は、その都度、市で処分又は保管することとする。

## 第9条 その他

景観課は、推進員として委任するにあたって、違反広告物に関する講習会を開催することとする。

## 第10条 施行期日

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

### 様式1（第6条関係）

（表）

<b>証 明 書</b>		
住 所		
氏 名		
	年 月 日生	
上記の者は、屋外広告物法第7条第4項に規定する、簡易除却を行う権限を有する奈良市違反広告物追放推進員であることを証明する。		
	年 月 日	
有効期限	年 月 日まで	
奈 良 市 長		

（裏）

<b>注 意 事 項</b>	
1. 奈良市違反広告物追放推進員は、奈良市が屋外広告物法に基づく簡易除却権限を委任したものである	
2. 違反広告物の除却活動を行う場合は、この証明書を必ず携帯してください。	
3. この証明書は関係人の請求があったときは、これを示して下さい。	
4. 有効期限満了のときは、市都市計画課へ返却してください。	
5. 万一トラブルが発生した場合には、現場での処理は行わず、下記へ連絡してください。	
奈良市 都市計画課 TEL 0742-34-5209	

### 様式2（第6条関係）


<b>違反広告物 追放推進員</b>

## 屋外広告物法 第7条（抜粋）

### （違反に対する処置）

第7条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくして確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この条において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあっては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあっては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

(2) 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

# 違反広告物を出さない街づくり推進団体指定要望書

指 定 団 体 名	
-----------	--

上記の団体を、違反広告物を出さない街づくり推進団体に指定願います。

年 月 日

奈良市長

代表者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

# 違反広告物追放推進員届出書

氏名	住所 ※	生年月日	電話番号	備考
		. . .		代表者
		. . .		
		. . .		
		. . .		
		. . .		
合計 名				

※ 奈良市外に居住の場合は、市内の勤務または通学先の住所・名称も併せて記入願います

上記の者を推進員として届出いたします。

年 月 日

奈良市長

代表者氏名 \_\_\_\_\_

# 違反広告物追放推進員活動報告書

団体名： \_\_\_\_\_

実施年月日		年 月 日 ( 曜日) 午前・午後			参加人数
違法広告物	広告主	種 類	数 量	場 所 (はり紙は記入不要)	
		はり紙・はり札 立看板・広告旗			
		はり紙・はり札 立看板・広告旗			
		はり紙・はり札 立看板・広告旗			
		はり紙・はり札 立看板・広告旗			
		はり紙・はり札 立看板・広告旗			
		はり紙・はり札 立看板・広告旗			
		はり紙・はり札 立看板・広告旗			
		はり紙・はり札 立看板・広告旗			
		はり紙・はり札 立看板・広告旗			
		はり紙・はり札 立看板・広告旗			
		はり紙・はり札 立看板・広告旗			
		はり紙・はり札 立看板・広告旗			
		はり紙・はり札 立看板・広告旗			
除却物件	区 分	今 回	平成 年度累計		
	はり紙	枚	枚		
	はり札	枚	枚		
	立看板	枚	枚		
	広告旗	枚	枚		
	計	枚	枚		

上記のとおり報告いたします。

年 月 日

奈良市長

代表者氏名 \_\_\_\_\_

【屋外広告物担当窓口】奈良市役所 都市整備部 都市計画課 景観係  
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
TEL 0742-34-5209 (ダイヤルイン)  
FAX 0742-34-4885